「千曲市都市計画マスタープラン」 策定方針(案)

令和7年11月

目次

1.	計画改定の趣旨	Р3
2.	計画の位置づけと期間	P4
3.	市民参加の手法	P 5
4.	推進体制	P6
5 .	策定スケジュール	P9

1. 計画改定の趣旨

都市計画マスタープランは、市町村がその創意工夫の下に住民の意見を反映し、都市づくりの具体性ある将来ビジョンを確立して地域別のあるべき市街地像を示すとともに、課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動等を支える諸施設の計画等を、市町村自らがきめ細かくかつ総合的に定めた都市計画の方針です。

本市では、基準年次を平成18年、目標年次を平成38年(令和8年)とした都市計画マスタープランを策定し、平成30年度に見直しを行ってきました。本計画の目標年次が令和8年度であることや、市の最上位計画である千曲市総合計画が令和8年度に見直し予定であるほか、長野県の都市計画区域マスタープランも現在見直しに着手しており、これらの計画を踏まえた改定作業を実施します。

2. 計画の位置づけと期間

(1)計画の位置づけ

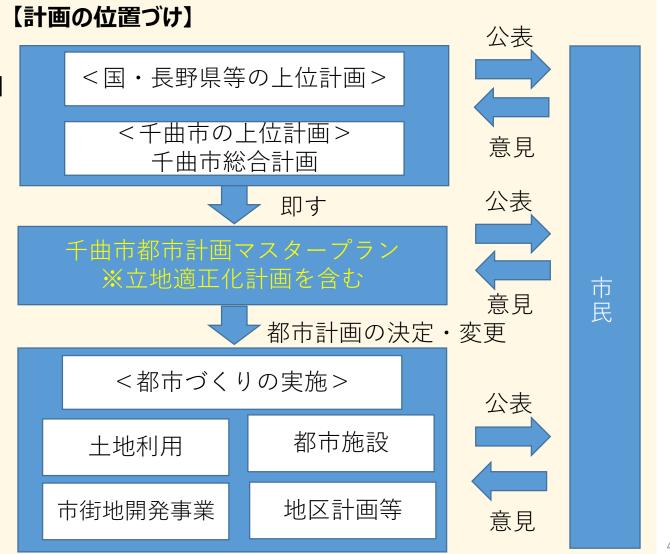
本マスタープランは、都市計画法第18条の2に 規定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」 として定めるものです。

本市の将来の都市づくりを位置づける上位計画には、千曲市総合計画や長野県が策定した都市計画の目標や土地利用等の基本方針を示した「千曲都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等があります。

本市の都市計画マスタープランは、これらの計画 に即して定めるとともに、本市の関連する諸計画 との調整を図りながら、将来の都市づくりの形を位 置づけるものとします。

(2)計画期間(20年間)

令和**9**年度 ~ 令和**28**年度



3. 市民参加の手法

計画策定にあたっては、千曲市まちづくり基本条例の理念を尊重し、市民参加を積極的に推進します。

● 各種アンケート調査等の実施 計画策定に向け、アンケート調査などを活用し意見を聴取します。

● パブリックコメントの実施 計画素案についてパブリックコメントを実施し、いただいたご意見を参考に計画に反映します。

4. 推進体制

(1) 庁内

- 千曲市都市計画マスタープラン策定委員会
 - ・副市長を委員長とし部局長で構成する都市計画マスタープラン策定委員会を設置し、計画案について調査・審議します。
 - ・必要に応じて部会を設置し、専門的な事項について調査、検討します。

● 職員参画

・職員の意見・提言を求めていきます。

4. 推進体制

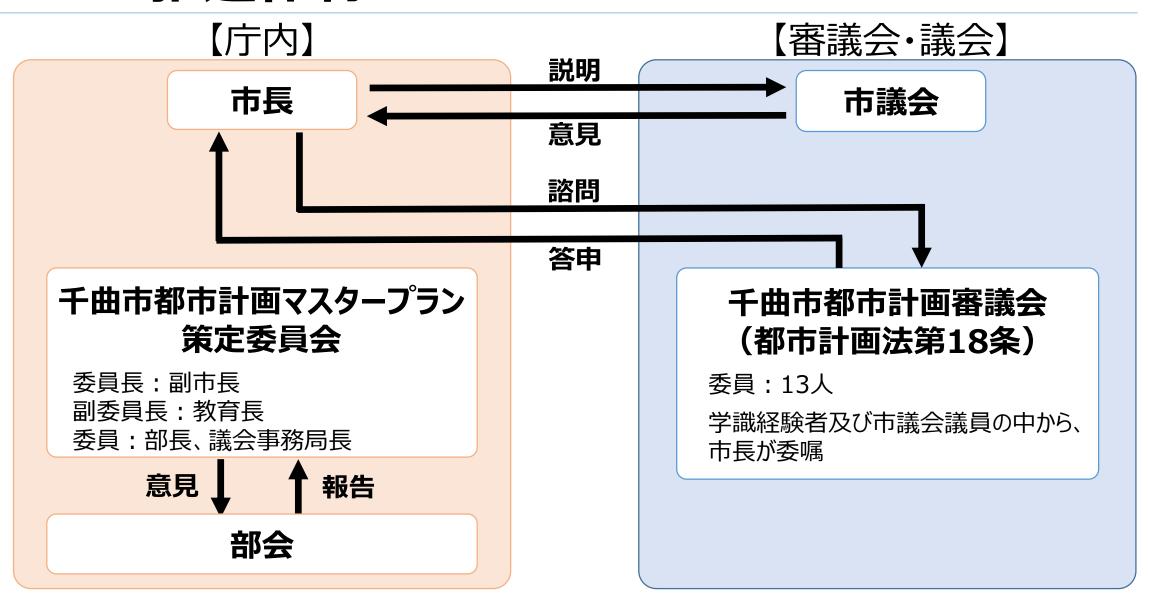
(2)審議会・議会

- 千曲市都市計画審議会
 - ・各分野の有識者等で構成する都市計画審議会において調査・審議します。
 - ・市は審議会の答申を最大限に尊重し、計画策定を行います。

● 千曲市議会

・計画策定にあたり、市民の代表である議会との連携・連帯は不可欠であることから、策定の進捗状況に応じて、議会に諮りながら進めていきます。

4. 推進体制



5. 策定スケジュール

